



# 労務助成金ニュース

NIPRE Certified tax accountant social insurance and labor consultant

労働保険事務組合・労災特別加入

労働保険センターNIPRE大阪

<http://taxlabor.com/nipre/>

大阪節税助成金センター

寺田税理士  
社会保険労務士事務所

<http://taxlabor.com/>

猿でもわかる  
節税・助成金まとめ

<http://taxlabor.com/news/>

## 人事評価制度と賃金制度見直しで最大130万円！新助成金！

いつもお世話になっております。  
NIPRE大阪の藤本 陵太です。

平成29年度、新年度がスタートしました。

今年度は雇用関係の助成金制度が大きく改正されました。雇用関係の助成金は、雇用保険二事業と「雇用の安定」と「能力開発」に対して雇用対策していくと雇用保険法に定められており雇用保険料が財源で運営されています。

今年度、雇用保険法に新たに「雇用保険二事業は労働生産性の向上に失するものとなるように留意しつつ、行われるものとする」と生産性の向上について明文化されました。改正によって、ほとんどの雇用関係助成金が生産性がアップしていると金額が大きく上乗せされるようになり、また今まで以上に申請書類のボリュームが増えています。

助成金申請での「生産性」とは【営業利益+人件費+減価償却費+賃借料+租税公課÷雇用保険加入者数】で算出した数字が、3年前より6%伸びていることが要件です。

雇用関係助成金の申請のプロは社会保険労務士ですが、生産性要件については、決算書の数字のため税理士の実務です。これからは、両方を把握していないと多く受給につなげることが難しくなりました。今年度からの助成金は、ダブルライセンスの事務所や社会保険労務士と税理士の連携していくことが必要となってきた大きな改正です。

生産性の向上をはかり、離職率を下げることで、従業員の給与をアップすることができ、さらに離職率の低下につながります。人材不足を解消を目的とした生産性アップ、賃金アップ、離職率の低下を図る会社に対して支給される「人事評価改善等助成金」が平成29年4月1日より新設されました。

### 制度整備助成：50万円

- (1) 人事評価制度等整備計画を作成し、労働局長の認定を受けること
- (2) 認定された人事評価制度等整備計画に基づき、整備し実施すること



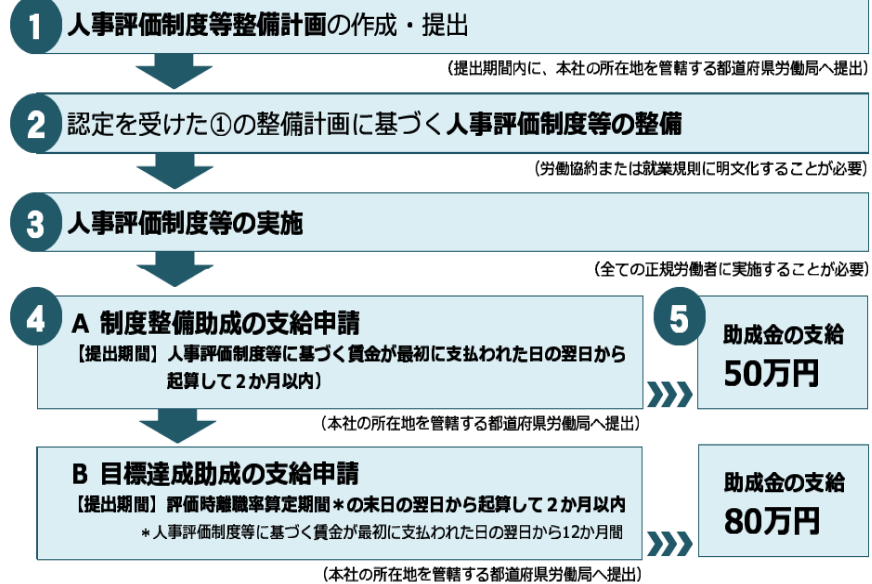
人事評価制度と賃金制度を整備し、実施して1年後に

### 目標達成助成：80万円

- (1) 制度整備助成の際に提出した計画書にそって措置を実施すること
- (2) 生産性を6%以上伸ばすこと
- (3) 離職率を現状維持もしくは低下
- (4) 賃金を2%以上増加させること

### 合計最大：130万円

#### 助成金支給までの流れ



## 29年4月より雇用保険料率の変更

29年4月から雇用保険料率が引下げました。  
給与計算の際、料率変更をお願いします。

事業の種類	負担者	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業		3/1,000	6/1,000	9/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	12/1,000